

議案第16号

平成24年度における固定資産税等に係る納期の特例に関する条例
の制定について

平成24年度における固定資産税等に係る納期の特例に関する条例を別
紙のとおり定めるものとする。

平成24年3月2日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正が見込まれるため、本条例
を定める必要があるからである。

平成24年度における固定資産税等に係る納期の特例に関する条例

平成24年度に限り、固定資産税及び都市計画税に係る第1期の納期は、北名古屋市市税条例（平成18年北名古屋市条例第56号）第67条第1項及び北名古屋市都市計画税条例（平成18年北名古屋市条例第57号）第5条第1項の規定にかかわらず次のとおりとする。

5月1日から同月31日まで

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。